

議第三号

栃木県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十四年三月二十三日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	栃木県議会議員
花	増	中	山	保	斉	阿	白	佐	五	石
塚	渕	川	口	母	藤	部	石	原	十嵐	坂
隆	三	幹	恒	欽	孝	寿	資	吉		真
津				一						
志	男	雄	夫	郎	明	一	隆	大	清	一

隆三幹恒欽孝壽資吉真
津一
志男雄夫郎明一隆大清一

栃木県議会議長 神谷幸伸様

同 同
螺 良 昭 人
木 村 好 文

栃木県議会規則第 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、おおむね次のとおりとし」を削り、「初めに」を「始めに」に改め、同項各号を削る。

第七条中「通常予算を審議する定例会は七日以内、その他の定例会及び臨時会は三日以内、」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（知事の請求による開議）

第十一条の二 休会中において、知事から会議に付議すべき事件を示して請求があつたときは、議長は、当該請求のあつた日から七日以内に会議を開かなければならない。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があるときは、この限りでない。

第六十二条に次の一項を加える。

2 議員は、前項の規定により自己の発言を取り消そうとするときは、当該発言の後できるだけ速やかに、議長にその旨を申し出なければならない。

別表行政機構調査検討会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。